

広島県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

東畑口B（二七〇二）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
			広島県廿日市市内	平成二十六年広島県告示第八百十五号
急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	土砂災害特別警戒区域	東畑口B（二七〇二）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類			